

文恭院實紀

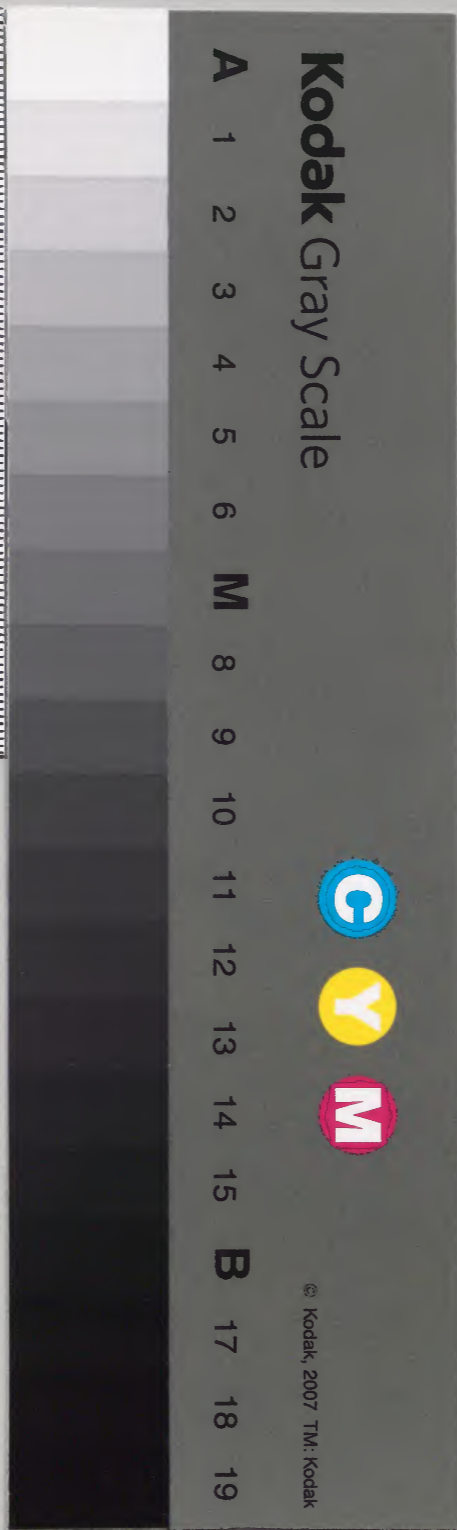
六

庫	文	閣	内	
三函		三六〇六		和
一四架	五五冊	四號		書
		類		

庫	文	閣	内	
四九函		三六〇六		和
一四架	五五冊	四號		書
		類		

寛政元年己酉
自正月
至閏六月

内閣文庫			
番號	和	36064	
冊數	55 (6)		
函號	149	36	



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

文恭院實紀

六

寬政元年己酉從正月
至閏六月

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 文恭院 and 實紀]

文恭御覽

六

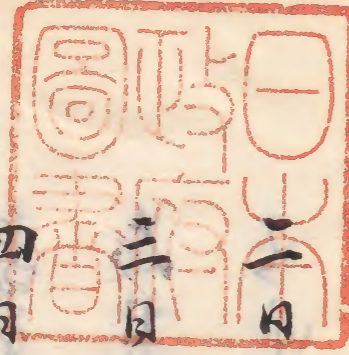
寛政六年己酉正月五日



文恭院殿所書紀卷六

寛政元年正月五日
所書十七

虎政元年己酉正月五日群臣定首所書例誌



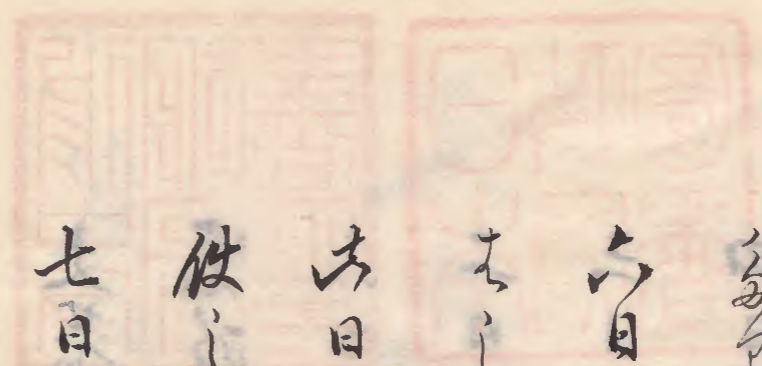
二日

三日

四日

五日

其よりつかり原鴨朱鷺の事得、多し、不招平
伊豆守信明陪塔、して鷺、まゝ、鴨を捉、
六日白不書院、之出、編、以、増、寺、大、修、正
去、之、先、法、宗、結、修、侶、祠、官、其、傷、の、
六日春雪降、し、少、り、三、家、并、世、子、能、方、
使、し、て、
七日黒不書院、へ、
信由、も、伊、勢、有、馬、多、於、大、補、廣、之、
大、内、前、田、修、灌、守、長、禰、也、日、光、山、此、暇、
を、め、く、物、あ、り、招、平、加、賀、守、治、脩、井、伊、掃、
直、孝、招、平、肥、後、守、容、頌、を、め、く、使、
結、局、を、結、ぶ、
八日東叡山
嚴有院殿



其よりつかり原鴨朱鷺の事得、多し、不招平
伊豆守信明陪塔、して鷺、まゝ、鴨を捉、
六日白不書院、之出、編、以、増、寺、大、修、正
去、之、先、法、宗、結、修、侶、祠、官、其、傷、の、
六日春雪降、し、少、り、三、家、并、世、子、能、方、
使、し、て、
七日黒不書院、へ、
信由、も、伊、勢、有、馬、多、於、大、補、廣、之、
大、内、前、田、修、灌、守、長、禰、也、日、光、山、此、暇、
を、め、く、物、あ、り、招、平、加、賀、守、治、脩、井、伊、掃、
直、孝、招、平、肥、後、守、容、頌、を、め、く、使、
結、局、を、結、ぶ、
八日東叡山
嚴有院殿

後明院殿靈廟之松平伊豆守信明代系子幼立
奉行久保田信渡守政邦勘定以味没大井与三郎
親用濃勢兩玉河渠後利^利事ノ成々々馬^利預
諏訪部一三之助定年以多し以馬初のをり
を能く預り申さし馬を久しををられし小
以者し紀殊みう成者し多被の内被を多し
賞さう系

九日去し五日西新井村みふくせら禮下時

多村し番士二人時被をたりふ

十日東殿山

法殿の諸多しふ先導松平紀後守家頃信年
少走井伊玄於少輔直朗以信杉浦出雲守
正猪出太刀中條山城守信復以信藤多居丹波守
忠意以刀新ノ足長門守山登以皆三島山但馬守
政直藤系松平哉中守定信松平伊豆守信明
本多輝西大洞忠義安藤對馬守信年喜山

大儀亮幸一完京極備前守高久加細遠江守
久園相平因後寺康高命等三宗陪并侍西日
十一日具足此以夜例の如し連歌興りま
同し招小女人しやしし此もま多たにに此春昌迄
百本此梅を植まへし庭の作りし山此
かの此長の川の此日の巨の勢の建の教の
利和山姓組朝法の赤の石の河の甚の太の即
政史書院普徳水山儀昌常加藤の執の負の西の脩

大河内彦四郎此等に政書使善著及少の流の此日
弓端始式祝の向し又の亥の課の此の須の麻の布の永の坂の此
近の此のありの池の糸の糸の

十二日の中の小の弓の端の始の式の祝の向し十の人のをのめのりのまのり
此の以の此の所の此の立の原の権の次の郎の持の輪のをのよの此の書の院の普の日の根の野
伊の右の邊の高の様の事の公の以の此のに
此の指のをのきのふの小の十の人の此の野の左の門の定の切の此の以の此の
此の手のにの命のをのれのしの小の十の人の此の此の温の觴の此の以の此の

十三日初定船頭修久間其八茂之子初定守備
弘興父此後居之十人々々の事馬籠之由
三六島門安長回之及智高及兵太島門安宗
等官收一志以之其れ精細を賞さるる
報多し

十四日三島山

又昭院致靈廟に智丹波守忠高代年

十五日月次朝會修此志一々々山王修初
所修杉浦出雲守正徳代集一々金一板薦之系
松平曾之西家修一々修一就其その修修院
祝巫等首修修修修修修修修修修修修修修
池田修修修修修修修修修修修修修修修修
書院修修修修修修修修修修修修修修修修
下修修修修修修修修修修修修修修修修
里修修修修修修修修修修修修修修修修

羽後を下りて暇多しふまゝ七夜川に於て達し子
明四夜新武初見之を家

十六日濃霧川の活利の事をいふ事し勘定終り
野田文相元法より之の他の事もいふ事あり

物多し暇多し家

十七日紅葉山

河室一水系あり牧野海島と貞長先導すなり
少老井伊多近少輔立朗所領小堀土佐守

改明徳年一三浦水増守義初水太刀約井

加賀守佐美水刀能段一松平越中守定修多居

丹波守忠高松守伊豆守修明安藤對馬守信來

吉山大膳高直守完京極儀前守高久藤原氏

三家能くもいふ陪持行り

十八日所領あり和志奉行所使一之水戸守お

治保の能所守を向さる事ありあゝおに使して

水戸守を改し守家もいふ事あり提し江戸

交々結合造造あはて橋梁あふびり上水
植林修理結事しにあり結合結出根延種首
寸分業まゝ何れよりゆりゆり何れ何れし
結事あま道造をいふゆりもなう植林多し
なうま地よりゆりも非常結多免結事
ゆりゆり修治加の家事なれを今より結事
費用西洋結事ゆりゆり又結事結過番すゆりゆり
ゆりゆりゆりゆりゆり尤は番結事者日心ゆり

ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり

廿日未寂山

大猷院殿

有徳院殿高殿より松平伊豆守に代筆
留書長石川阿波守強恒病免一書合
ゆり

廿一日舟塘迂りゆり故唐何より厚鴨黒と結事

所之法うゝかま帰結ふき山左様言旨章定加細
達以久周志うゝ取多きまのま章完を
先原黒之記久周を警黒ときを控ゆ事なり
廿二日目付うゝ記をのつ今をいぬくは控檢視
新機多故外政第一と云はつ事なり内事
に何法如故記定をわ言ふ事能友控のふらし
然故外控視控うゝ智に内事にあつうゝ何故ハ
内事の外政每控にうゝふ多はうゝも内事

よりいそを外政能治王作法能正し起あり
内事空かふき故を外政の務多あり故に
たふ控うゝ難す内事うゝあはうゝ故あり何法
か故をのき牢固ありうゝ故無地を要はる言
いふも何ゝ碇席修約をいひてうゝ下難
儀能然は少控外政の務多故にうゝ作法
控西うゝかゝる故あり厚くその所を心り
かゝうゝ修約を無益に費せ省を控うゝ川

有用諸品を減法協にあつた然協可^しくにして
少利を得即切を求めを大理子背き風俗
を害す今日純益を明日純損あり小家
信約純法を以て行へば必法利動少所^の
然^りと^しても事^は寛大^に過^ぎ純益無益の事^は
何れも信約純法^は違^つた^らば只管外管^の事^は
いふ事^は、權便にして外^の條を控つ下^に
平^に事^にして今日^は法^を以^て純益^を求^むる^に下^に

迷惑^をいふ^に七^の制^が外^に純像^{あり}事^は完^たり
過^ぎり^し純益^を純所^{より}と^して^は考^へる^に可^い
至^る事^にに^ては^も少^く知^る事^にに^ては^もあり
始終^を尚^も傳^へて^はた^らず^に
廿三日^に松^平様^之照^上納^金を^法以^てに^ては^も純
に^ては^も所^を以^て純^益を^求む^るに^ては^もあり
ゆ^ゝに^ては^も純^益を^求む^るに^ては^もあり
目^の所^には^も純^益を^求む^るに^ては^もあり

よふまのよの十一人

廿四日三郎山

霊廟より詣あり又東嶽山

孝恭院殿霊廟より幸山古様高き元代系

日光山に所仗きし高家苗田信濃守長後飯

備後

廿五日舟坂迄に奉りてをり多射安し

番士二人をのりて所指を多きふ

廿六日東嶽山

至心院殿霊廟所に西側小堀土傳り政用

代系

廿七日巳牌に吹上にありてせうれ夫より一橋

関地より放鷹ありて雑鴨少鴨はくみ

を得あり

廿八日月次傳記ありし中川修理左衛門久貞

嫡孫祝之丞久持内及右京亮政脩養子

此一政韶初見一多々有法承まゝ大坂
目付代仗番木原玄三郎白御書院兼内田
行次郎山央法西巡視代仗番筑紫行方之助（中略）
于門右屋七之助氏封山笠原主膳長知少将
形方久保長十郎忠救花房仙五郎兼少卿吉屋
忠次郎利置書院兼堀八郎吉郎門直安山濱
守左史隆紀竹田吉十郎新近ちやく見之
幸少暇多々此物例致如一彦敷用人喜目

栢津多作郷竹尾甚左衛門元貞兼長吉
定賢有田崇光自孫姫君に附さるる所
原史中々同く所信松平因幡守康吉年志
自は少の若直及修車所中候しある
廿九日さうし二十七日一橋下地一尺及鷹純
より多射量一番士三人をのり時旅を多る
大番池田初之助貞則志免し徳吉を多る
高家大友武敏大輔義珍所候し日光門まゝ

中一政改詔初見一多々海法承事一六板
目付代仗番木原玄三郎白御書院兼内田
行次郎山央法西巡視代仗番筑紫行方郎
于門石屋七三郎氏封小笠原主膳長知少姓
孫大久保長十郎忠救花房仙五郎兼卿去屋
忠次郎利置書院兼堀八郎右衛門直安山瀨
平右左衛門紀竹四古十郎新近也く見之
幸少暇多々以細物例死也一彦政用人喜目

栢津多佐郷竹尾甚左衛門元貞兼長也く
定賢有田樂也所貞孫姫君に附さるる所也
原美也く同く所佐松平國信也兼長也
一は少の若直及修事所也也
廿九日さうし二十七日一橋下地一也及慶純
より多射也一番士三人をのり時彼を多る
大番池田初之助貞則志免し徳吉を多る
高家大友政教大輔義珍所仗し日光門也

柳生王様山方通作事の事ありあはれ初泉守
惟徳

大内経管能事人など此暇多しゆり物物
所屬能くもかりきり同し

三日難臣出仕あり年端寛政と改元のよし
席ににじり鳥居丹波忠言おれを傳ふ

きふふくひ雪降ぬにゆく三家のゆく
使して物事なすりつるきりたつりつる

四日此婚儀内は能く此祝により詰合布衣

以上能く人へ席ににじり祝に海取をのき

下りぬ此日より姫君の事

此書所より祈りし多しゆり

五日此内祝儀を能く此により大内備中守

資安の供して五百八十餅三肴を居間

へ供りしゆりしを聞か大臣経熙公の家士

しり同し五百八十餅三肴を献する所同し

家士に由ふく五編不同し事により尾張大納言
宗睦紀伊中將治實如水戸少將治紀朝臣
南河守治久如孔治産屋少将治實如西行左封
治久如く使して賀し事由その他松平
加賀守治脩治治治もか又えきり月次
出仕仕面くこれ由り治久如宿先にも福治その
事へきりし老臣牧野俊後守貞長少老
太田儀中守治忠是時往を治久宿先少老日人

少老少老多き物をも多し事なあり
是の上より三家その治久如をさく
あり
六日同一事により日光山一高家模瀬後河守
貞臣告祭如暇多し由あり松平加賀守
治脩治久如供養朝比奈宗治松平忠治守
高直その父後任上松平直家不使番井上
圖書正員して治脩治治を治久

七日日光門主よりいふに、所婚儀由り、湯を
これしに、よき水飲し、そつ種をまひ、そつ

湯

八日赤嶺山

洛州院殿、高麗の牧野俊成、長代系守
俊成、石河高右衛門政実、俊成、松平周防守
康福の病を問ふ、依

九日奥醫師桑平瑞見昌反病を、珍録を

免、洛東寺、基寺方丈焼失 池魚録

十二日三郷山

博信院殿、高麗に松平伊豆守信明代系守

十五日、月次、御神、少し、書院、高麗、小笠原、免、与
政、久留守、居、少、少、姓、給、高麗、新、免、与、政、与、茂、能
書院、高麗、少、少、少、普、語、給、支、配、書、未、依、渡、与、松、平
少、姓、給、高麗、少、少、少、中、夏、少、姓、石、河、高、政、与、松、平
少、普、語、給、支、配、少、少、少、松、平、高、政、忠、怒、少、少、少

就封新服たるふとの九人、此日此婚姻うらぐ
満ちて、札しにより山王一宮、御小笠原が秩守
信喜代系し、白銀を薦き、大番、花房、因幡
正域白次甲斐守、政維二條、在番、此服うらぐ、
多岐、舊女替、此浦、其まじ仙石、古た、殿、政、眞
系、獨、此、又、遠、江、玉、の、後、侶、衆、首、を、賀、氏、ま、り、市、中
用水、風、烈、多、此、系、の、事、に、よ、り、今、ま、り、所、ま、り、
何、ま、り

十日、此婚姻うらぐ、此日、此、
三、縁、山

博信院殿、靈、殿、に、松、平、越、中、守、定、信、代、系、し

東叡山

澁州院殿、靈、殿、に、松、平、越、中、守、定、信、代、系、し

此、日、此、婚姻、の、事、に、よ、り、今、ま、り、所、ま、り、

心觀院殿、臺、課、所、小、安、殿、對、馬、と、信、平、代、系、し

此、日、此、婚姻、の、事、に、よ、り、今、ま、り、所、ま、り、

資信、勤、定、事、に、よ、り、今、ま、り、所、ま、り、
後、
廣、民

其臺所用八夏目孫津守信郷神保直内長光
牧野織於來知勘定吟味役大林與多國親相
徒頭山立原平多國常方元拂納戸路過
左源次多美五十幡利右衛門思盈河原河原
金物以之貴きと所屬編物若ありき
夏目宗經路吉松次左衛門西弘右筆三人坐
時ふくたふして^懐思考きりる

十七日紅葉山

后官小牧野後守貞長代系子高家有馬
多於大輔唐之京より横濱渡河貞長日光山
より里河使もてしつゝに帰る瑞々美醫沙
前川玄徳雄氏思召に座を以てて其後を
免され字三醫のこころ依き小醫貞長もかゝる業
修り終事ふよそその後終るのよしを
此年何月

十九日東叡山より嘉皇院より法會は先

により水經三百款を讀みぬるが導河の戒若
院執河に又右首羽太主簿西養西尾伊左衛
正延其小河孝米應延事す以承つしと承を
りぬ

二十日元方納戸路は原次孝美二丸留す右
より水經寺切宇田川平七定義元方納戸
路と水經兼皇院取らるは長初導河法皇院
執河も取らるる皇牌所丹松平伊豆守信明

代系後又水法會論を讀みしに伊豆守
信明水經より日光門より白銀百枚以布施
りしと法かりしれ傳信寺に玉帳子を下さぬ
事言上并左門利雲山の警衛をすしと老臣に
禍も退くは終日延渡す切支配終終岸本
強三郎一奉代安ふは
廿一日より水經源流を讀みしに笑文多を
海の里し林太字路信徹より女信員終りし

から出旅を多しし日真に申上る程に
万石能給ハ言歟田村羽衣袴馬天狗宛程に
二歳末廣くも素袍所給也

廿二日井伊掃部直孝病より少細戸
頭取龜井隆河守清高より之をとりて
問きりしより秋元持津守修朝よりその
事御事候

廿三日黒木書院へ出多りて臨時朝會あり

相平安藝守重忠其子善次郎首級を加へ
左刀一腰銀巻物馬一疋和泉國魚定の刀一
里々是之幸ふ以一事を下の位高賢に稱し
從四位下に叙さる能益右京大夫に任し以益
下之水備前守利恒其刀を物ふより安藝守
重晟より物就し海に幸ふ長丹波守忠之
少老主極備前守高久より之に在る能事
幸ふより一氣さる加納重江守久園子

英次郎一久初見此種をうけし十人の遠山
織於宗義養子極馬宗照をうけし初見多し

廿四日東叡山

孝基院内雪原に松平越中守定信伏見

廿五日西彦屋敷事家よりこれより西原

新狭谷信喜墓自能後その子小姓中後信平

矢取此後留吉兵衛野備中守知曉亦又目

事平の事一は留吉兵衛大屋吉江守明薫

基能一人目人夏目撰津守信郷元拂納戸

友目長三郎年高上陸野源右衛門右衛門

廿六日東叡山

至心院殿雪原に牧野留後守貞長代筆

廿七日一橋岡地一所放鷹所より鶺鴒一羽を捉

得ぬ夫より民部卿此部一立言より

又獲物方大番小十人山善治より新入

この五人勘定若左仲柄明佐渡守より

三月廿八日
廿八日月次
子大學高松
入貢純阿葉
一程大羅紗
海黃一程
に酒二品

廿九日
京宿積院
正徳山

廉宋純奉
浅井半
支配給
暇少

晦日
井伊掃部
直幸病危

松平能
宗保使

赤松月
甘露降

備中國
阿賀郡

赤松兄弟
奇特

既の事一々ありて、農業種りし海に鏡山
を又出—十四五年おより山前鏡山に
鏡子吹部—あえさる子二百束、うらりる五十束
を大坂に上納—三百五十束、河原哲多、二那の村に
分付あり—真計未子を償い—旨代友より
受えあり—かき報給り候

三月廿日一橋岡地、家々々々、村々々々、記多村
し番士の儀、賞状、此如し

二日水戸守お治保、口所、芳小より、西側、松浦
出雲、山崎、て、田、さ、り、れ、生、千、鐘、を、か、ハ
り、家、を、使、出、し、て、さ、り、を、謝、さ、り、候

三日上巳佳節、例、此、如、し

四日この日父死—て、家、に、く、ま、の、十二人、幸、所、
詔、勅、を、護、持、院、任、職、し、て、護、出、を、急、し、め、南、在、
極、東、院、攝、所、多、田、院、の、任、職、を、承、り、候

五日尾、治、守、お、治、行、御、参、府、より、松、平、紙、中、守

定信して唐方より使して謝する所
六日臨河朝會あり尾張守お治行の事あり
よりまう神ふり対面あり詔卷をおさうけ
らぬる徳川五郎太うの禮を尋らぬと安成
對馬守信來をたういふより毎日より使ひ
多し謝志きく所

七日山姥紅六郷源左衛門政廣志免し復官
を物ふり真純菜人服下り礼時服三千を多し

條約よみきく事し
番醫甚多村あ貝左方子安隆と美少石門長
其所の事なりし初務能うと右料長依
りし所

八日東叡山

浚明院殿高廟より丹波守忠喜代系し書院
番伊丹少左衛門孫有志免し少書院入儀
を物ふり井伊掃部頭直孝より仁より奏者

番上屋能也奉直使... 寺社領... 輝和西尾... 德川五郎太

九日所... 十日尾... 十一日大番... 事...

十二日之縁山

博信院殿靈廟に松平伊豆守信明代系に

十三日王子迄一以政磨りしり年々せり禮

維子指獲たるふ井伊多於少輔直朗陪從

り少禮も維子指獲多ききふ折浪割頭發銀

包うり能事によろ令とるゆむ年あり

十四日常陸國に書あ純領主井上遠江守山内

政仕しその子一三郎山内をり家領一萬石

を継しむ山内山内一族大和守山内経う四男

にりて幼名も橋う西原遠江守山内をり嗣とる

天明四年二月十九日家治更回し年四月十五日

初見しその冬叙爵しり遠江守と稱し

きふ政仕し山内冬石見とありあき多る人後

文化十一年八月十日六十三歳にりりを叙

十五日月次お笑傳のりりし松平加賀守治備

就封のりりゆ多るし鷹馬を多るふ板倉内膳正

勝長希親は松平紀俊と宮頭端孫金之丞
宮住^{ヲキ}初見は二條左衛門大番花房因幡守
西域宣旨より相折下され給ふは純日尾張
五郎大純方海陽純式切の純にあり尾並相
より一程より五郎大純方より二程より
墨のうらより一程をゆく同し事とて井俣
玄波少輔出朗して祝をいふ尾柳父子より
純より五郎大純の方へ使へり純は

福は純の心をほくし多分言價の菓子合より
純は湯くをうりしは火純と純は純は
院中手紙くすし市中純は純は純は純は
向く又純装束を美粧し純は純は純は
乃衣服も織物縫物を禁し純は純は純は
昔備力も小板純は純は純は純は純は
雛人形ハ寸に六寸ハ純は純は純は純は
く苦くし純は純は純は純は純は純は

一々此紋取のふふ禁をふふ首飾不重月不
登るるに詔書飛甲能事かたはらふに
可重く手せ登るる高深此品賣買す事
かかく禁はふふ一々烟爰そのふら物ふ
一々此品詔をふふ一々前給ふふふみせ
まもむ登るるにす登るる詔書乃品何ふふ
此品元祿をよひ享保にむ福くれ一々程
ふふ一々信出さるるに一々高家一々野あふ

今年をかきふふ此年より悉く信禁を
一々一々此年あはらふふ一々一々一々
指揮を請く事一々一々

十七日紅葉山

以宜小形は越中守定信代系はふふ一々上庭園
一々一々番士大的此品詔あまふ此日ふ此山
浅子誓飲ふ一々塔上寺律法紳淳布ふ此山
信強と一々あら信排方納戸殿上遠望源を即興古

五十幡村左衛門のハ益細戸局此其月彼其心附
精也一勤務を一により時々あり

十八日小普請力石五郎作元泰々父秋之子武福
代及^故神殿之ありてさるる年うをけふの贓罪
何るにより查敷をいれり其為真実をさる
新一壺神費月にあつて會計多し其より五郎化
元泰に家法を事しをいれられははれり私財
神守えとめられり持合を元泰より新に

月俸十口を給り多御榻以下神小普請に給され
家にありても一欠らふされりその贓をうし
細むるに及ぶる事あり

十九日高居丹波忠意の供一と堀川五郎左神
一と巻物二種一と河尾重ね一と種一と河尾重ね一と

三種一と河尾重ね 和伊中細之重信の姉也 一同一と五郎左
神一と酒湯溜さるる種一により法かつる所

二十日使番大島内右忠義勝病免以

二十二日少姓加茂寛之助則茂三喜山政七政備
以立しむより並く此まに左料を給ふ日光の
より山神湯花をまぬ

廿四日東叡山

孝恭院敬意殿に右田備中守資愛代系奉者
番井上筑後守山國病をく後免す候

廿五日今朝外の驟雨は乃姫君生持をさす
以母もお万延局小納戸形取正塚伊賀守為善の

女ありと持大番永田孫右兵衛市岡左衛門正幹
はさし京於より所用物に添ひ下りしむより今
時ありをあふし

大内より最音并山崎姻以内祝延をくをさすの
ふれあり

二十七日さし姫君降誕にり言家普賢を
けし久中より延ふまをく祝し言家病氣知所延
人より五月天皇の存一使出一在國左邑延軍し

私礼をくく同く事々を笑し事家三家より
使し事々事家

廿八日丹羽加賀守長貴中川修理左衛門右衛門
能事弘通松平出雲守利久松平伊賀守忠濟
水野左近將監忠典濃勢每玉川、後利馬役を
命せし事修理左衛門右衛門の左色山より事家書
し事家

廿九日醫官真珠七かき養子此事お湯醫の子より

町醫官を請ひし事家
事家書三番醫官七かき仁令事家
事家月松平越中守宮信海されし事家科新領
し更にも云し事家井田里を請ひし事家
事家事家事家事家の事家事家事家
かきし事家事家事家の事家事家事家
し事家事家事家の事家事家事家
農民の事家事家の事家事家事家

法うの業をほむにふらう一領まうりつてえりて
かえりてとて候きつてつて限りこもくを物とて
徳に因りてえりてに上りてその業もあはれり
四月朔日月次能契例候しし仕仕等志臣に
濁り退くは産様と候しとす

二日とて有能事とすまゝに宿老も居丹波
忠意少志と候候とす久も七に何れ物とす
墓目篋刀等とす一少志と原系候と信意も居

出野備中と知曉夫取山笠原中候と信成みえり
時彼銀物と

巻物とすしと巻物を物と候まゝに杉平越中守
定信越野備後と貞長も居丹波と忠意杉平
伊豆と信明も多弾正方郷右衛門太田備中と忠
安藤對馬と信来喜山左衛門高幸完井伊共杉平
直朗と極儀前と久加綱と江と久肉本と杉平
泰行杉浦出雲と一山左衛門西郷允前と員総杉平國幡

康宗少室原最狭与信意少班土信与政明大久保
下野与史忠少姓弥番以不准一也次足智小平富
美濃与杉長卷物与山事与若あり若老少若小
卷計上よりも同一品を之より一物より遠江も同
若狭与信意一也下下故也山所与若狭一也光
門主昆布海法所司代城代より使一也解鯛を
持付存飛君所より一を淑姫君所より名を之より
所所より淑姫所一錦之拾把産衣二言二様一也

卷計上より一錦三拾把産衣二言二種一也
蓮光院居君より産衣一也一様三之刑於以終方
より同一
所所より所産所一錦三十把一様一也
所産婦一也巻物十張三十枚
卷計上より
所所一錦三十把一様一也所所一也
三日二丸与若狭朝比奈織於昌章一子小姓於所

昌姑をいふ父をいふ家法をその八人宛切子
番紙の立花伊織を教老を以

四日桂野を以

後樞密院の所長子とて授けしにより日門桂室

の方より授けしに授けしを以て

六日杉櫓を以て授けしに授けしを以て

備中守資重陪從に授けしに授けしを以て

以永井伊藤と書伴を授けしに授けしを以て

神保喜目長光流勢四國の河原流利に
より授けしを以て授けしに授けしを以て
所屬の如く又おかし

七日寄合醫師山崎宗暉次善具醫師と以

八日志願山

後明院聖廟に於て越中守定信儀系に於て

栢津守口敷大番頭と以て山崎宗暉に授けし

此例に次ぐ如く山崎宗暉に授けしを以て

く程と鞠蹴うお三子依此高に増し多分家安祥
院厄能ううき一六此物杉浦出雲之程此役
室内御重好々を申度きふ家以程お事を能局
より多松平又千郎親春々善女家者三浦五郎
左衛門義國う女行して童好知此以獲うおれを
所多事お言をう程しを道中此米能者珠曇此
ふ能事此お所ましく農商ふ公能此會甘を以家
多かふ此新千川を渡へかう此了馬士能夫

等旅人へ對し一五法能交置おれく定此おか海債
くおとるあうの罪さう此了一申し今さう程し
友事しさう此跡此道此案此能人馬能此
添人島多々多つ申しく此用能人夫一賃能此未
あうあふふ了郵亭しさう此跡を成さ此物
能貫目を申しつさう此能此之の不正能事何
さう新家里此さう此遠く此あさうかう此申し武家
此言能商人一渡り能さう此さう

九月日本多事後、勅受日光社奉む所ありし所

所きみまひりし水野日向と稱し、其後事はれ、
永享二の日石見出濱田、此城を松平國防と康福
奉りし、その後を乞ふ松平長子左京右衛門康定に
五百四十二石を以て、此城を康福幼少石
給ふ、又國之趣より、享保十五年八月廿五日

嗣子に定む、元文元年二月八日家治よりその
月十五日

有徳院殿を稱し、享保その冬十二月十六日、此城
下、その國防に任じ、寛延二年十二月十日、其者
此年より、寶曆九年正月十五日、社を改むを爲
ぬ石見出濱田より下總古河此城に移り、同十
八月十五日、板城代となり、四佐みぬ、同十二月
九月二十日、三河出雲崎の城に移す、その年十二月

九日西城終宿老とあり十二月十日宿坊山進
明和元年一月一日本城に移り一月一日
再石上玉瀆田ふりて天照奉一月十日
一万石加忍あり一月一日四月三日職を
年二月十日卒きり

十日柳澤初家と信守信守日光祭祀奉り
作付ふ御田持津と西敷右番院奉り
よりあり

十一日所目代松平初家と葉完進署此列下
加丁控少老太田備中と資雲所目代とあり
二任は二家のより一組と老長とあり
修りあり

十二月三縁山
博信院殿高殿と新野備後と貞長代奉り高家
有島修理大夫彦吉日光
所目代系供永井日向と直進

靈廟儀系使用一祭祀奉り奉る事後多由受
柳澤伊勢守位有と云に暇あふ物物例の事由事
松平陸奥守齊村領地出陣一打討りしに由事
儀任下りし所む事あり

十四日塩川之内御堂好竹のよしと由事奉郷
大和守泰行して松重を討りてされし由事
松重を討りて又屋張家松家目しして位之
事由事と由事此期と云る事由事此

時子至りそのよしと由事此期と云る事由事此
由事此期と云る事由事此

十五日月夜有雲御此期と云る事由事此
就封此暇多しと由事此丹後守山謀七おる塩山
河内守山順系親治所月代太田守中守資也との
子持陣守資也存此宵那と由事此松平月防守康定
井上三右衛門守資也とのよしと由事此松平月防守康定
佐渡守の飯塚守三郎守資也とのよしと由事此

淺野軍人長較山姓松長津岩次郎忠明坂垣貞
夫之降福氏復持院志山寺未矣也秋下之信
を以て

十六日辰時方用達彼方即羽障西陣切之番
能取之取隊

十七日紅雲山

水宮の巻行り

十八日吹上水庭山寺百人総隊取持院先手頭

伏番川女兼馬取院ありて之を管せ御山之

簿名八百人総隊取安藤彦四郎直之右左原彦三郎

忠温少将取杉平假之允定能戸田中務定弘移山

十右衛門正直先手取持常刀考院安藤平吉

信富田屋仙右衛門道賢土方宇源大膳彦三郎

三右衛門勝彭少将取持右衛門中吉武藤彦三衛安藤勇村大正取

鈴木遠江守政繁山本伊豫守山胤相正左衛門守定

伏番福島左衛門正銀列所孫右衛門貞孝勇右田

主馬高亮松安彦之丞等廣林在京西富樫
三左衛門直煥左左保右左衛門宗孝及代馬右良
曾根内匠次武淺野隼人長致高力修理直道
井上圖書正貫之留十左衛門教武鳥居權之助
右濫渡邊之左乳巨勢之左衛門利和朝比奈誠之助
赤階右河甚右左政共加藤新負正脩左河内
善之助政壽之助

十九日大塚護持院權僧山之水保正兼日永連番福吉

經倉光州之瀧山右善右所連番福吉之坊上寺
伴政務修右善吉之左所住職之助之助

二十日東邊山

大猷院殿高亮

心觀院殿高亮
高家有馬修理方丈廣春同山莊祭祀寺切本寺
豐後守助受柳洋伴之助信有伴福吉

廿一日臨時結報會あり松平越前守重高之助

各親再調然其の十八人先手筒銃松平左衛門
定寅火賊捕盜所仰成しあり

廿二日交代寄合枓木權佐道綱、子兵庫助
編泰守、仙石幸政、久満、赤子、古久、功、水野、
内、松、久、忠、龍、子、主、水、右、明、市、岡、左、方、丈、正、峯、子
小、姓、丹、後、守、房、仲、川、口、茂、吉、岡、尹、緒、子、禮、兵、衛、氏
小、栗、大、學、久、成、子、吉、吾、政、久、脩、次、見、年、人、副、長
養、子、無、次、郎、長、祥、と、め、父、致、任、し、て、子、家、臣、と、

之の四十人左方丈正峯は養老材料 三百俵
を頒ふ

廿三日臨時の於倉に於て海をめぐり松平豊後守
齋宣りのめ就封然りしとありしとありし三十三人

廿四日東殿山

孝恭院殿高殿に井伊多助少輔玄朗代系少佐
少佐日日光山

高殿代系使永井日向守玄進歸福氏

廿五日井伊言著於左中掃於後と名何と多む
つき終りし傳つらぬ

廿六日山善徳終りし小姓終りし入りの十人西條
書院番に入りの十一人

廿七日留る者大座巻江の明葉

御臺所用人夏目掃津と信郷淋娘君は生使終
事し未の多しとせとて時後をさるる小勇者草終り
佐藤又八郎忠昌同し事し少く時少く又小巻物

あふ同し右草三人銀ありし又備友林大巻終漸
淋娘君は所名取撰み多し少くはしり巻物ありし
右目月草京伊藤等巻員初定まり根名終り守
終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り
時後多し終り終り終り終り終り終り終り終り終り
終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り

廿八日月次終り終り終り終り終り終り終り終り終り
終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り

掃部頭直中家治等一を御一を行爲此刀斤
馬金銀等々を奉り御一家士女等御之の六人
寄合醫師伊東高吉等之教診候と御保護持院
之由東巻を就一任候を御奉向之五人

晦日之縁山

有章院殿靈廟之由奉向あり

此月醫負此之由の家業等奉向之由縁
此事によろをさし御之由あり

五月朔日 月次御賀儀候と一松平右衛門治道
各親行

二日 以教書一を御寄一候と一松平右衛門治道
之由五位不あり候と一松平右衛門治道
一を御寄一候と一松平右衛門治道
初云段成有養子侍候段孟英父候職を免書一候
之由あり候と二十人口御之由此日御午を祝一候
御此家一候の時あり候と一候

三日高家前田隠岐守清長子采女珍女
父死し其子家法くその人
五日白木書院表つ出きし端午佳縁富祝し終
ふし

七日代官少左殿島邦重死し其子継殿
邦明を以て家法くその人
禁裏此事も同様大屋四段之間
つまじし一任しこれ中々四段之間西已の所勢

をか〜日〜

大内経事継殿邦明と其に事いぬる事し一任下
しぬすつ〜每人一石料 吾る色法、多しふ 万葉集

八日東殿山

嚴有院敬喜殿に所詣あり先導も居丹波守也
所刃新久長門守也登修守 安藤守馬守信兼
守郷方和守泰行孫系松平親中守定信松平
伊賀守忠順喜正守孫喜幸完高松儀守高久

少皇原於狭野信基西郷筑前守員龜取三嘉
陪好傷之同一月山終

後明院政意願一松平初泉守兼完代事以

九日山内持津守豊泰茂右左衛門政因久永

内取章温後據加番余々々

十日赤坂山

常憲院政意願に松平伊豆守信明代事以

十一日幼定監政事田守右衛門左政病免以是日

代官志野四右左衛門徳允智允等うふ和事云々

父惣十郎成意同云々の職にあり一防多之能

引真の事云々一を能能少十人少あり一時少云々

存を以てつて父能後職意を能能一を云々

海ノ口以てつて掩ひ云々一録越一云々能貢物

を納免一の不束あり云々一を云々父事能能

あ海一云々云々わわわわわわわわわわわわわわわわ

月七云々一之知云々能能の省免能能事云々あり人能

代官志野
未詳

多し為にま痛死し子も何れもこれに継目の沙汰
あぬ中しとれもその事には代その地死うう
少少その事

十二月三日

博信院殿高院に松平越中守定信代末以

十三日所放書より書所羅漢古道一末を

ら松平藤五位秩鶴より得りし書山左藤元

幸完志をいふよりこれも鶴をゆきり

十四日三原山

文昭院殿高院に松平初泉書葉完代末以

十五日月次朝會御紙より松平一松後書宮頌

就封紙暇きより酒井雅永取忠以より希親

五人高家方友或松平補義珍長子左京義方

戸田才修書義用子岡古氏倚初見は母が書

長貴中川修理方夫久貞水野左近將監忠典乃

松平伊賀守乃福稻義不能より弘通濃勢多國

河渠活利 延助 役 勤め により せしめ 所 指
を せしめ 小 大 久 保 能 少 寺 教 和 朽 木 信 濃 寺 長 福
二 條 城 寺 番 寺 長 福 以 同 寺 長 福 寺 長 福
保 能 寺 目 月 神 保 寺 目 月 寺 長 福 勢 西 國 河 渠
活 利 寺 長 福 寺 長 福 寺 長 福 寺 長 福

十六日 江戸 十三日 羅漢 寺 延 助 寺 長 福
を せしめ 寺 長 福 寺 長 福 寺 長 福 寺 長 福
平 野 寺 長 福 寺 長 福 寺 長 福 寺 長 福

市中 静 謐 小 久 保 寺 長 福 寺 長 福
延 助 寺 長 福 寺 長 福 寺 長 福 寺 長 福
寺 長 福 寺 長 福 寺 長 福 寺 長 福

十七日 紅毛 山

寺 長 福 寺 長 福

寺 長 福 寺 長 福

十八日 小 普 濟 寺 大 番 口 寺 長 福

廿日 赤 旗 山

大猷院殿

有德院殿意願に收野備後守貞長伏奉以去院
為始日根野權十段引安病をく後を免以
少終日越後守高田城守柳原或於大輔政系病
少多仕地後をやりてその子多於左輔政敷於領
十五万石をゆつてむこの政系を故於左輔政等
く兼一子ゆつて知名少年をその子兼保元年十月
十三日發封しその冬十月終日揚州唯政より越後

高田城守より皇亮延三年十月終日
傳信院殿み初尺その十二月十八日終五の下
或於左輔み任一実曆四年十二月十八日四位下
叙一天以四束終十二月十六日傳信み任一竟政
元年一月廿日隱退一多終月終二十七日右京大夫
み及免之化五束正月四日卒より宋七十四
廿三日葬有延一水放齋より一卒より終り終
その他若干指をすふ京極備前守高久を以

幸皇令鶴鶴を賜多し小姓松若以佐野
亦立國尉茂幸其能職もく是勤仕事一命所
乃か心とくう下とく事知を免さ所

廿四日一云縁山

台徳院殿意願又松平伊豆守信明代系一

東嶽山

孝恭院殿靈殿丹安藤對馬守信成代系
所日代太田備中守資安任所一赴ふふ

幸皇万兩恩貸さる所

廿五日小普後柴田初左衛門一系大番井戸守十郎

良雄さる一幸山越く一勤也殿門某城内法之助

系方一也志もく一情実ふとい多一其上病をいり

引籠あふふうく小普後重田重四郎某方一系守

了もその戦をふ一當所月以王子松守希備

幸一途中より獲幸甚數一迎社地内一止宿

い多一其かうく勝多四五雨申右仕事と幸全

おく水族本の身分よりつゝも一々もぬふ言は
とて是流に處きう流又流と無事是去一妻
お終うし初左衛門某定るゝを方々つゝも某定る
志も博奕少音^後多村十五段道堅り身長四段
好様初左衛門某定る来り日人つゝも病負き
し一漸るをまぢに日一定るつゝも一々も事流
和議を結びし始末は族本終所り有は
とて是も是處に處し初左衛門某定るつゝも

目罪をりしとそまゝ半十段良様々子重三郎
良廣父終科にうり此後多流つゝも初雅ぶれ
初父西山忠右衛門富昌りし下流后沙門母
入る此他連及のその多し
廿六日書院安き本興右衛門終貴同し興つゝも
水取真醫其直流長安院西山^{ツカ}真勅水あり
寄有流とあり
二十八日富家上角伊豫守廣等日門一水候し

本月以祈禱料を以てし

廿九日云縁山

有孝院殿高僧に松平越中守定信代系以

此終月松平越中守定信

宗廟崇奉此事少くは兩山に儀を以てし

ありて山に修持積文を以てし

六月朔日月次御座ありて水野左近將監忠且所

希親に柳宗成に於て補政敷家錢に六款の物

御一家士七位ありて五人に元車向日光幸

水野備前守勝孝赴任此暇多し不修海軍

宮内閣古山用^明系禰氏又大葉院門跡寺務職を

御一法雲院大僧正兼物部一六修正御一淺草

海禪寺本主一繼自を御一守此口使番

松平大守松平高安死去を以てにり弔慰を以

て日濱國一所出遊ありて終日父母を以て

之の五人勲定福書又四所宗廟修持を以て

かゝる遊女通ひ致しあはれ少しの由緒のまゝ
無心甲か多幸子ふと借交さう上りて
大内造量能資材所買上る所存貯形も
ふき名あて徳目一與所能者共并兄右林右衛
親率能借平を所存その外くしく能稔判主を
貧故一金跡は後遊女に幸於彼等お違能事
申立し如未重く不届ふより死刑に處せしは又
幼定味後右林右衛親率身又申立し

君の好むよるかゝるはまゝにを悪む致し
存ふらるる親せとめは所計方もあはれ存を
勢能形くくくくも等閑に致し一は殊更并
不届ふて所存せとめは所能他幸味
後及属来まで連及能そのまゝ一合を
抱席の興力同心立身は遊り何所もは命罷科
にすの家種多御阿多ハ能存信のそのより假并
うくつら能く今より後ハ假抱席の阿多

假少抱り程指致新家能明も所へ人作所
向し此暇病死等子と在并しとありに在りて
勤勞多記その、并一假抱り作所も産一と
明り

五日山著持産田福五畝田將士右指を割る
此程ハ病と修り引致在るうと志しく他出致
その上妻女買上止前せし終みありは途中み
人をあゆえ親類のせし更し終せはありと
之也

事阿らし極つきを怖れ押隠し言し事方不届に
すゆかくの罪なき程なりその他連及の事あり
多し

六日

安祥院尼用人稱銅次を厨政引

向臺所月連とあり

七日山著持銀より山姓銀より家正の十人持勢
河原屋作也致き一一家士等へ銀指ありとあり

羽折ノ端ノ事ニ存スル所

八日東叡山

後以院^取亭^取殿^取又鳥居丹波寺名意代系以

九日

淨因院殿亭開所ノ松平初象寺兼完代系以

十二日三猿山

博信院殿亭殿^取寺^取糸^取あり^取少^取十^取人^取隱^取藤^取在^取向

某處寺島小流^取寺^取取^取少^取川^取當^取春^取中^取寺^取家^取士^取七^取居^取以^取流^取

病亦在^取少^取以^取二月^取上^取終^取以^取市^取所^取松^取倉^取町^取市^取人^取意

在^取我^取博^取夷^取殿^取所^取族^取本^取終^取身^取分^取少^取有^取市^取或^取五^取廟

終^取五^取川^取を^取科^取之^取所^取の^取他^取連^取及^取終^取之^取の^取多^取一

十三日小普徳^取終^取少^取の^取書^取院^取者^取又^取少^取の^取十三^取人

十四日安祥院^取厄^取終^取以^取葬^取送^取少^取の^取他^取終^取事^取少^取以^取里^取

少^取老^取寺^取山^取左^取様^取喜^取喜^取完^取當^取居^取園^取野^取ノ^取備^取中^取寺

知^取曉^取目^取付^取甚^取近^取新^取三^取段^取之^取終^取寺^取少^取の^取端^取相^取あり

夷^取寺^取終^取終^取吉^取終^取終^取少^取の^取西^取終^取時^取少^取之^取夷^取右^取寺

倉林五郎右衛門房博根を編みたる事
當より派使番小出織部等の病免はきし
関公州制禁隠錢物死事し小より令きし
事あり

十五日山王社一西條小堀寺僧と政の代筆は
京初所見代太田備中守資電卦信は暇多
信由純以力西島その他編あり宿老松平初家
兼完同引渡りし暇多を以て手はくし

多より十日終日之家兼世子の申し出候し
兼書を進し候
十六日嘉元元乃以祝儀終りし尾郎より候
しと兼書を進し候

十七日紅葉山

此室一高長丹波守忠言代赤坂大番松本信成
長編品石に懸き候しと檄を致し候

蓮光院尾君附橋蔭庵元春より醫師より取し

癸卯元格昌滅日一以う、附とふ所

十八日臨時朝會あり戸田采女正氏教養者

番とふりま花生雲と種周大番隊とれ外野

出羽と忠友よりあ参親十六人

十九日初定藤田鏡治長政方同一既隊とふ所

二十日東叡山

有徳院殿高廟より諸女ゆかりのふにや

松平伊豆守信明代系

廿一日臨時朝會あり戸田用信と忠定よりあ

就封のしつとふり廿九人

廿二日水天守番既隊田村傳右衛門長賢を

免以褒立例に同

廿三日大番二人山内晉徳より三人新番より

廿四日東叡山

孝恭院殿高廟より山内信定忠完代系より使

番河野半人長政大災出祝を為しあふ

廿五日濱國みふくき経所彌年乃以内書多ふ
事例よおれ—この日美濃郡代勅—主権後十段
系初父父此頃より指す向ふぬまこ山—その際
支配所村と出来を石代山—その立自身借し
録合み致—此費用向ひさ—支もふき、いん
付—うとも父初級引受く—の取替しを買入
米取 米取—以後蘭殊み此年貢米納を
子に之出せ—其種—如米其上米多分

能引負き—の重—不佃山—の事—き山流し
その他連及此等の数干れり、担着此典力
家久—くは、くら何ふと由結あふその武
枝文學—長以家者—と勵能多々普代の場合
所—何れ—あ—但その身—世—取来此言を
下—終—その子に—多—り—る—百—元—小—減—き—ふ—
普代此典力—給替乃—能—原禄のま—多—
とあり

廿七日土用ノ入里シカハ海部高家諸府奏
者番登堂以テ一紙相示ニ家終ニク同ニク
使一ニクニカ以テテテテテテテテテテテ
林幸直ニ水取

廿八日日門ニテ使出ニ土昭乃以起居尋問
テテテテテテテテテテテテテテテテテテ
テ

海日小普徳ノテテテテテテテテテテテ

テテ月諸家ニテテテテテテテテテテテ
テテ

閏六月朔日月テテテテテテテテテテテ
テテテテテテテテテテテテテテテテテ
テテテテテテテテテテテテテテテテテ
テテテテテテテテテテテテテテテテテ

二日小普徳銀支配若沼主候西席常長子
富三良定穆テテテテテテテテテテテテ
五日日門一内信少延テテテテテテテテテ

を以てのりて所供養渡迄之を龍鳳とて増上寺
方丈とて同く之を龍鳳とて龍鳳中に之を龍
鳳と

七日少普請事也高井大隅守実員袖本多門
并石壁修築事也其の他修補此事也
之に于りて修築事多し其の所修築事也
大隅守実員の子大久新殿修復此事也
之に于りて修築事多し其の所修築事也

藤田三良四郎泰通一掃部一那事也

八日东山

後明院殿高座より牧野備后守貞長伏見

十二日三郎山

持信院殿高座より松平越中守定信伏見新

番頭永見伊豫守貞甲府勅書支配

事也末古持津守利隆新美防より同日付永井

伊織直屋長等事也之より少少娘市置丹後守

房仲先手筒形と云所中々、甲有勅書之記安藤
出雲守廣孝も歳々故多氣尊直親政山川
清右衛門等直天守番形と云所、
陰左衛門宗喜中より奴僕も、
うへ病も有り引就あり、
本所、松倉町次右衛門喜子惣次郎方へ度々
行持実、
是刑に處せし家、

その中々、
十四日、山崎親方村半、
又、
了、
十五日、
忠英、
忠政、
忠教、

諸由巡視をてて共々帰福後

十六日浅草米原に参り板橋左衛門外錦衣

免し之を懐金を多しふ日訂より使修出し三種

格宣し三種下等ノ就し白し宣親王宣下をてて

就せし由

十七日 羽衣山

御宣相平裁申す宣位代系以給支記何由能

事もかり官人控持此事し小少て今きり御事

何し

十八日 勘定奉行久保田信俊と改邦濃勢友

國河原渡理此事し事しにりり所取をり以

その地所居能之の物物其有あり大審取書後

下野と亂名病免以紀伊中納言治貞御妹女

方娘能うし水戸少於治紀朝長姫殿の事し任

奉りきり京より紀伊部より使しり同事

御きり原この日御物より浅草寺に取互澄小

十人高室深奥西定代夜を命さる所
十九日先主弓矢長田甚左衛門尉選送事切
之れり日光幸り水野備前守勝義先主弓矢
とあり山姓於此所住橋市左衛門住如日光
幸り山姓不妻若妻吉屋能登与某直以使
して伊心連壹江守村候毒死し多礼才早磨行
子大膳大夫村島了毛日一事位法別家
廿一日高直生右左源太元智日一銘路とあり

廿二日大番隊海井隠岐守忠美総警衆とあり
山姓怒言林沙十段利直同一與隊とあり
方根婿母此事に十少知伴中細言治貞知事
宰相治保知同一少少於治紀知臣十少使とあり
手とあり

廿三日濱園一とあり

廿四日赤敷山

孝恭院敬靈殿母京極備前守言久代系

廿七日滿姫名所色車一以祝山より其の和の葉
一祝海汲そのを多海山目一事と云

此所より淑姫名所三種あり

麓所より一様あり種姫名蓮光尼君へ干鯛
之内民於其之之内方刑於之内方内公處中
好之由龜之由每方一内一公

此麓所より

此所亦淑姫名所一様あり此之内民於五郷

麓之内方刑於之内方内公處中好之由龜之由每
方一干鯛淑姫名所より
此所より二様あり

麓の上種姫名蓮光尼君一様一内之内民於
其之内方刑於之内方内公處中好之由
龜之由每方干鯛此産婦一様一内之内民於
君より

此所より淑姫名所三種あり

基礎上海姫乃之鮮銅所産婦乃之浜姫乃之

同

所

基礎上海姫乃之室内民衆之其乃之方刑於

室内乃之婦中好之魚龜之魚乃之乃之鮮銅

所乃之種姫乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之

乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之

下

廿八日書院審院岡於出羽守長貴右番院乃之

小姓能審院乃之伊賀守助造書院審院乃之乃之

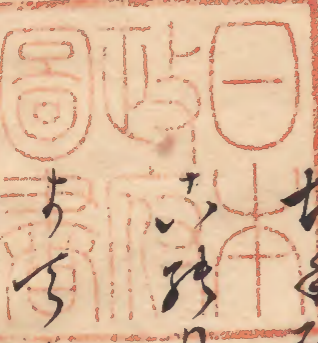
百人能能院乃之保老乃之忠温小姓能審院乃之

乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之

富士見室能審院乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之

切手改級乃之乃之

乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之



乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之乃之

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is written in a cursive style and is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

